

## フランス AFA

1. 訪問日時：2002年9月5日午前9：30～12：00
2. 訪問先：AFA (Association des Fournisseurs d'Acces et de Services Internet)
3. 面会者：ジャン・クリストフ・ル・トカン代表 (Jean-Christophe Le Toquin, Executive Director)  
マリン・ジャニオ副代表 (Marine Janiaud, Deputy Executive Director)

資料1：「INHOPE」 Pamphlet

議事

### 1. AFA について

#### 1. 1 AFA の概要

- ・AFA はフランスの ISP 業界団体であり、1996 年に設立された。フランスの ISP の 90% が加盟している。
- ・AFA 全体の年間予算は 25 万ユーロである。90% 程度は ISP からの会費収入による。残りは EU からの助成金である。
- ・違法コンテンツの取り締まりを行っている。
- ・EuroISPA (ヨーロッパの ISP 業界団体)、INHOPE といった国際団体と連携している。ジャニオ氏は INHOPE の副会長であり、INHOPE との連絡窓口を行っている。
- ・活動の方法論
  - (1) 各 ISP が何をやっているか (手続き)
  - (2) 各 ISP 間の手続きを比較
  - (3) 各 ISP 間で児童ポルノ取扱いについて共通のものがあれば、それをルール化する。AFA としては、理念は作らず、現実から始め、時間とともにそれをレビューして見直していく方法をとっている。

#### 1. 2 AFA の設立経緯

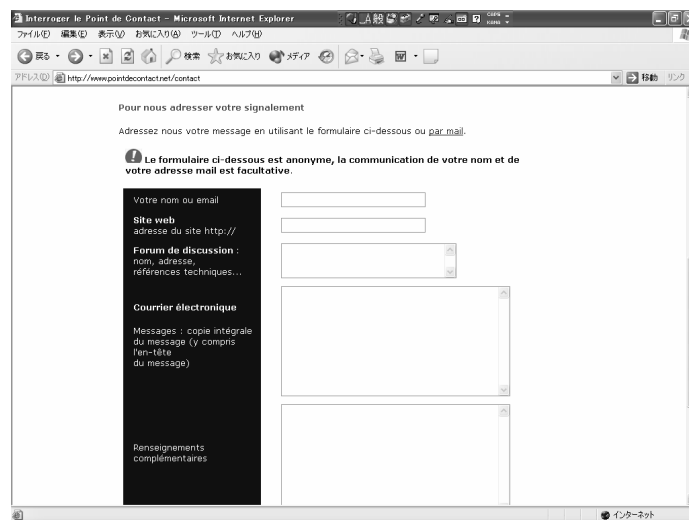
- ・AFA 設立にあたっては、規模の大きい ISP が集まってイニシアティブをとった。ISP の会費は最大で 1 万 6000 ユーロであり、これは ISP が法律問題に直面した場合の弁護士費用程度に当たる。AFA の提供する各種サービスを考えると、この会費はさほど高くないものである。

## 2. ホットライン

### 2. 1 ホットラインの概要

- ・ホットラインの年間予算は 3 万 500 ユーロであり、ISP 会員からの会費 (50%) と EU からの助成金 (50%) で賄っている。
- ・ホットラインの予算はあまりかからないように、重複する経費については AFA 全体の予算の方で落としている。

- ・ホットライン担当者はトカン氏とジャニオ氏の2名である。
- ・年間通報件数は1500件。そのうち、本当に違法なコンテンツは50%であり、そのうちの10%が児童ポルノまたは児童の誘い出しに関わるものである。また、その他のインターネットトラブルに関する通報が50%程度である。
- ・ホットラインでは児童ポルノと人種差別を扱っている。電子メール、Web、ニュースグループ、ディスカッションフォーラム上のものが対象である。
- ・ホットライン運営について、直接的な根拠法はない。
- ・ホットラインを立ち上げた当時は、小じんまりしており、初めは情報サイトの色彩が強く、通報も厳密に違法なもののみを取り扱っていた。しかし、次第に有益だという評価をされ始め、活動内容も変わってきた。
- ・児童ポルノの単純所持等に関して、法律的には優遇されていない。したがって、違法画像や映像については保持していない。また、通報されたURLについても、統計処理を行った後に削除している（保持しない）。



## 2. 2 通報の処理手続き

- ・通報がくると、そのコンテンツについて発信元サイトを確認し、違法性判断を行う。
- ・情報の振り分け先は次の通りである。
  - ① ホスティングするISPがAFAメンバーだった場合：
 

当該ISPおよび国家警察に通報する。通報されたISPは、当該コンテンツのログデータを保持しておく（発信者を突きとめるため）。
  - ② 国内で発信されたコンテンツだが、ホスティングISPがAFAメンバーでない場合：
 

国家警察にのみ通報する。
  - ③ 国外で発信されたコンテンツであり、その国がINHOPEメンバーである場合：
 

INHOPEメンバーに通報する。

※Interpolを通すと手続きに非常に時間がかかる。INHOPEメンバーに各国の国内法に照らして、違法か否かを判断してもらっている。
  - ④ 国外で発信されたコンテンツであり、その国がINHOPEメンバーでない場合：
 

国家警察に通報する。

- ※以前は Interpol に通報していたが、国家警察の方から自分たちに送るように要請があった。
- また、受け付けた通報については、政府ホットラインの方へも電子メールで送信している。これは、政府ホットラインで情報を一元管理するためである。
  - AFA では画像を保存できないため、AFA メンバーの ISP で少しの間、当該コンテンツを保存しておく。ネット上のコンテンツは削除するが、コンテンツ自体とログデータは保存しておく。これは、技術的に当該コンテンツの発信者を突きとめるためである。ISP が違法とされることはない（これは、ISP の担当者と警察の担当者との信頼関係で成り立っていることである）。
  - ホットラインの開設当時は、フランス法で厳密に児童ポルノに当たるもののみ警察に通報を行ってきたが、その後、より広い範囲のものを通報するようになってきた。これは、警察との関係がより密接になってきたこと、EU から認知されてきたこと、また、政府ホットラインが設立される際、AFA のホットラインを中止しようとする動きもあったが、警察から AFA にやめないでほしいとの要請があったこと、ISP との信頼関係が築かれてきたことなどが理由として挙げられる。

### 3. ISP との関係

- AFA は、メンバーの ISP 間の合意に基づいたことを行っており、メンバーへの強制力はない。AFA がトップダウンで決めているわけではない。義務であるかのように見えるが、そうならないように努力している。
- ISP がいつまでに違法コンテンツを削除すればいいか、悩まなくてよいように AFA がコーディネートしている。
- ISP が削除すべきかどうか、いつまでに削除すべきかについては、警察に委ねている。
- AFA は業界団体としてのキャンペーンは行っていない。AFA は児童保護団体とは異なり、児童ポルノを撲滅しようとしているわけではない。何かのイデオロギーがあるわけではない。ISP が直面する問題に対して解決策を与えようとしている。

### 4. その他の機関との関係

- フランス国内の児童保護団体等の NGO との連携も強い。これらの団体にも通報が来るが、インターネットに詳しくないので、AFA で受け取っている。
- INHOPE との間の連携が一番強い。AFA は INHOPE の設立メンバーである。INHOPE は各国の文化を非常に尊重しており、加盟各国の独自の取組みをコーディネートしている。INHOPE としては、メンバーシップの輪を広げたいと思っている。AFA は韓国の ICEC（情報通信倫理委員会）との連絡を密に取っている。ICEC から INHOPE に加入したいとの申し出があった。逆に、ロシアは児童ポルノの発信が大変に多い国だが、パートナーがいらないため、現状ではフランスの国家警察に通報するしかない。
- INHOPE は常設機関であり、全額 EU 委員会からの助成金で運営費を賄っている。年に数回の会合があり、イシューとしては、スパムメールの問題、どの国から発信されたコンテンツが多いか、ホットラインの横のつながり等がある。
- 米国のサイバーティップラインへの通報の多くは INHOPE のメンバーからの通報である。
- EuroISPA との連携もある。

## 5. その他

### 5. 1 ホットラインの広報活動

- ・AFA メンバーの ISP はポータルに AFA のロゴや、「AFA ではネット上の違法コンテンツについての通報を受け付けています」といった説明文を掲載している。AFA のロゴをクリックすると、違法コンテンツの定義や通報方法について詳しく書いたページへ飛ぶケースが多い。
- ・その他、ISP は独自の顧客サービス窓口ページを持っており、そこで AFA のホットラインが紹介されている場合がある。
- ・AFA のロゴや説明文の表記、顧客サービス窓口の位置などは、各社で違いがある。ISP のトップページでのロゴ掲載が多いが、エチケットのページ、法務関係のページへの掲載もある。ただ、ISP のトップページにロゴを目立つようにして掲載すると、ISP が違法コンテンツ連絡を推奨していると思われ、ISP のイメージが悪くなりかねないので、通報イメージを見直し中である。
- ・AFA ホットラインへの経路（まとめ）
  - (1) AFA メンバーの ISP のトップページの AFA ロゴから来る場合
  - (2) AFA メンバーの ISP の顧客サービス窓口ページ、ネチケットページ、法務関係ページ等から来る場合
  - (3) AFA サイトへ直接来る場合
- ・AFA としては、これ以上、告知を増やせない。なぜなら、ホットラインの人員を増やせないことと、違法コンテンツではない他の通報も来てしまうことからである。
- ・AFA サイトのホットラインページについては、一般の人が通報しやすいようにサイトレイアウトを更新中である。
- ・AFA サイトは現状では ISP 業界団体のサイトという色彩が強いため、今後、市民のためのポータルという色彩を強くしていきたい。

### 5. 2 警察の捜査について

- ・フランスでは、ネット上の児童性的虐待に関する捜査対象は以下のものである。
  - ・児童ポルノ
  - ・児童に危害を加えられる可能性があると思なされる場合  
例. 児童の性的誘い出し
- ・ナチュラルリストサイト：児童が裸で居る画像などが載っているサイト  
単なるナチュラルリストサイトならば、児童ポルノとはみなされず、警察が捜査することはない。ただ、サイトの裏側に何があるかということを検査することもある（表面的にはヌードだけのようでも実際は児童ポルノを掲載している場合など）。
- ・フランス国内には児童ポルノサイトはあまりなく、大部分はロシアのサイトである。
- ・通報を受けた警察がどの程度の捜査を行うかについては、違法性の重大さによる。
  - ・児童と性行為をしているようなものはすぐに捜査を行う。
  - ・児童が裸で浜辺で遊んでいるようなものは別である。
- ・児童と性行為をしているようなものの通報は、フランス国内サイトでは年間に 10 件を超えない。
- ・サイトを利用した利用者の取り締まりについては、すでにダウンロードされたものについては、

捜査対象としている。

### 5. 3 ディスカッションフォーラム

- ・フランスでは、ネット上のディスカッションフォーラムに違法な書き込みがあった場合、メッセージを書き込んだ人に直接的な責任があるが、フォーラムの管理者にも一部責任がある。フォーラムの管理者が放置した場合の責任としては、放置した管理者も刑法で罰することができる。児童に危害を与える人は刑法で罰することができるためである。
- ・対応が難しいのは、パスワードが必要なサイト（ディスカッションフォーラム）である。AFA や ISP はサイトの中身を見ることができない（権限がない）。この場合は、警察に依頼している。

## 6. ホットラインに係るフランス英国の法制等の追加調査結果

### 6. 1 ホットラインの設立の根拠

AFA によれば、「AFA のホットライン運営に関する直接的な根拠法はない」との回答であった。

### 6. 2 ISP の措置履行に係る担保規定等

AFA の行動規約には、ホットラインに関連する規定や、ISP が通知を受けた場合の措置に関する規定はない。

AFA によれば、ISP が通知を受けた場合の当該違法コンテンツを削除すべきかどうか、またいつまでに削除すべきかについての判断は、警察に委ねているとのことである。

ただし、EU の電子商取引法的側面指令（2000 年制定）の第 14 条では以下のように規定されており、ISP が違法コンテンツをホスティングしていた場合、そのような知識・認識を得たら直ちに当該情報の削除・アクセス停止を行えば ISP は免責とされる。同指令は、第 22 条において 2002 年 1 月 17 日より前に EU 加盟国に対し同指令に従うために必要な法律、規則および行政規則を発効させるように求めている。

「第 14 条

ホスティング

- 1 当該サービスの受取人により提供される情報の蓄積により構成される情報社会サービスが提供される場合には、加盟国は、当該サービス・プロバイダが、以下の条件が満たされるならば、当該サービスの受取人の要求により蓄積された情報について責任を負わないことを確保するものとする。
  - (a) 当該プロバイダが、違法な活動又は情報に関する現実的な知識を持ってはおらず、かつ損害賠償の請求に関し、その違法な活動又は情報がそれから明らかになる事実又は状況に気づいてはいないこと
  - (b) 当該プロバイダが、そのような知識又は認識を得るやいなや、迅速に、当該情報を除去し、又は、当該情報へのアクセスを不可能にするために行動していること
- 2 第 1 項は、当該サービスの受取人が当該プロバイダの権限又は管理の下で行動している場合には、適用されないものとする。

3 本条は、裁判所又は行政機関が、加盟国の法制度に従って、当該サービス・プロバイダに侵害行為を終わらせ、又は、防止するよう要求する可能性に影響を与えるものではなく、加盟国が、情報の除去又は情報へのアクセスの不可能化を規律する手続を制定する可能性に影響を与えるものでもない。」（総務省 2000 年度報告書より）

また、AFA によれば、「AFA が AFA メンバーに対して通知を行った場合、警察が技術的に当該コンテンツの発信者を突きとめられるように、AFA メンバーの ISP に少しの間、当該違法コンテンツのデータとログデータを保存してもらっている」とのことである。このように AFA がメンバーの ISP に対して必要な措置を取らせることができるのは、以下の理由によるものと考えられる。

- ・AFA はメンバーに対して強制力は持たずに、メンバーの ISP 間の合意に基づいたことのみを行っている点。
- ・AFA がトップダウンで児童ポルノ取り扱いについてのルールを決めているのではなく、各 ISP 間で共通しているものをルール化している点。
- ・AFA の担当者には、ISP の担当者や警察の担当者と個人レベルでのやり取りがあり、警察や ISP と信頼関係が築かれている点。

### 6. 3 有害コンテンツに対する措置勧告の種類とその根拠

AFA は有害コンテンツについては扱っていない。

以上

## ドイツ jugendschutz.net

1. 訪問日時：2002年9月6日午前9:30～12:30
2. 訪問先：jugendschutz.net
3. 面会者：Friedemann Schindler（男性）, Pedagogue（教育者）, jugendschutz.net の代表  
Regina Kaseberg（女性）, Rheinland-Pfalz 州からの出向者  
Tomas Gunter（男性）, Jurist 法律家  
Martin Doring（男性）, Jurist 法律家 週3日勤務

資料1：「Das ICRA-Filtersystem Jugendschutz ohne Zensur」 Pamphlet

資料2：「jugendschutz net」 presentation file

資料3：「jugendschutz net」 ヒヤリング用 file

### 議事

#### 1. jugendschutz.net について

##### 1. 1 概要

- jugendschutz.net は政府機関であり、ドイツ各州（16州）の青少年大臣のイニシアティブによって、1997年10月に設立された。同大臣は、メディアにおける青少年の保護に責任を有している。ラインラント-プファルツ州の教育・女性・青少年省が、jugendschutz.net の監督を行っている。なお、jugendschutz.net は、INHOPE のメンバーである。
- jugendschutz.net のミッションには以下の3つがある。
  - (1) インターネット上の児童と青少年の保護
  - (2) インターネット上の有害及び違法コンテンツの検出
  - (3) プロバイダに対しこれらのコンテンツをネット上から削除または変更させること
- 通報があった場合、90%は内部処理やプロバイダへの勧告と話し合いで解決する。10%については、警察に連絡を行っている。

##### 1. 2 スタッフ

- フルタイムの雇用者とパートタイマーが合わせて10名。このうちドイツ連邦の厚生省の指示で新たに4人が入っている。法律家、教育専門家、コンピュータ専門家、及び研究者から成る。現在、スタッフ増員のために改装中である。
- Schindler氏が代表である。担当は、児童ポルノ、フィルタリングと教育分野（メディア教育）である。Kaseberg氏はラインラント-プファルツ州の青少年省から派遣されている。Gunter氏は法律家であり、担当は極右主義、インターネットカフェ、法律問題である。Doring氏は法律家であり、担当は児童ポルノ、暴力を含むポルノ、通常ポルノである。

##### 1. 3 ランニングコスト

- jugendschutz.net は、ドイツ各州（16州）から資金を得ている。年間予算は約255,000ユーロ

である。さらに、jugendschutz.net は複数のプロジェクトに参加しており、例えば、ドイツ財務省の予算による entimon (?) や EU 委員会の予算によるインターネット・アクションプラン (IAP) である。jugendschutz.net は INHOPE の一部として IAP に参加している。ホットライン予算の 7 万ユーロのうち、50% は EU 委員会の IAP からの予算である。

- また、州立の TV 局からも資金を得ている。州立の TV 局では青少年保護委員会を設けており、これは政府がタッチできない中立的な機関である。州立 TV 局では受信料の 1% をコントロール (規制) のための資金にあてている。

## 2. ホットラインについて

### 2. 1 ホットラインの概要

- 1999 年に設立した。2000 年から、EU 委員会の資金を得ている。
- jugendschutz.net のホットラインは非常に成功しており、公共に広く認知されている。ホットライン業務は jugendschutz.net の活動の中心である。その他の全てのプロジェクトは、このホットライン業務の成果と密接に関連している。また、青少年保護について Web 検索をかけた際、jugendschutz.net は多くの検索エンジンで検索結果の上位に表示される。
- 同ホットラインは違法コンテンツと有害コンテンツ、主に、児童ポルノや暴力ポルノ、ノーマルポルノ、極右主義、人種差別、悪趣味 (Tasteless) サイトを扱っている。
- 現状、通報は主に Web サイトに対するものであるが、近い将来行われるドイツの法改正によって、jugendschutz.net の業務は拡大され、通信メディアにおける全ての種類のコンテンツをカバーすることとなる。

### 2. 2 年間処理件数

- 2000 年 11 月 1 日～2001 年 10 月 31 日の 1 年間には、2,631 の新しい Web サイトを評価した。新しい Web サイトについてのみカウントしている。既知の Web サイトについての通報はファイルには登録されるが、統計にはカウントされない。通報に加えて、jugendschutz.net では児童の法的保護や法律状況等に関する情報について、沢山のリクエストを受けている。

- 2001 年 6 月—11 月の統計

- 1767 件の通報があった。
- 発信国の内訳は、ドイツが 1268 件 (72%)、EU が 27 件 (2%)、他の国が 147 件 (8%)。
- 88% は WWW に関する通報であった。
- コンテンツの内訳は、以下の通りである。

児童ポルノ            172 件   10%

成人ポルノ        619 件   35%

人種差別            577 件   33%

Tasteless (悪趣味) 74 件    4%

情報のリクエスト 325 件   18%

※「情報のリクエスト」とは、学校や Web サイト提供者からの法律等の問合せである。

- jugendschutz.net のとったアクションは、以下の通りである。

ISP へ通報                            318 件   18%



警察へ通報	222 件	13%
INHOPE へ通報	10 件	1%
合計	547 件	31%

(その他の通報については、jugendschutz.net で危険性がないと判断した)

### 2. 3 根拠法

- ・ドイツ青少年保護法。Mediendienste-Staatsvertrag (メディアサービス国際条約)。
- ・ドイツでは、違法・有害サイトには以下の3つのレベルがある。

#### ① 完全に違法な Web サイト

大人にとっても、児童にとっても違法である。ネット上から削除しなければならない。児童ポルノについては、それを所持しようと試みただけで違法である。

例. 児童ポルノ、暴力ポルノ、人種差別

#### ② 児童と青少年を危険にさらす Web サイト

児童に対しては違法だが、成人は閲覧してよい。それらのサイトには、成人にのみアクセスを提供していることを保証する年齢認証システムが必要である。

例. 成人ポルノ

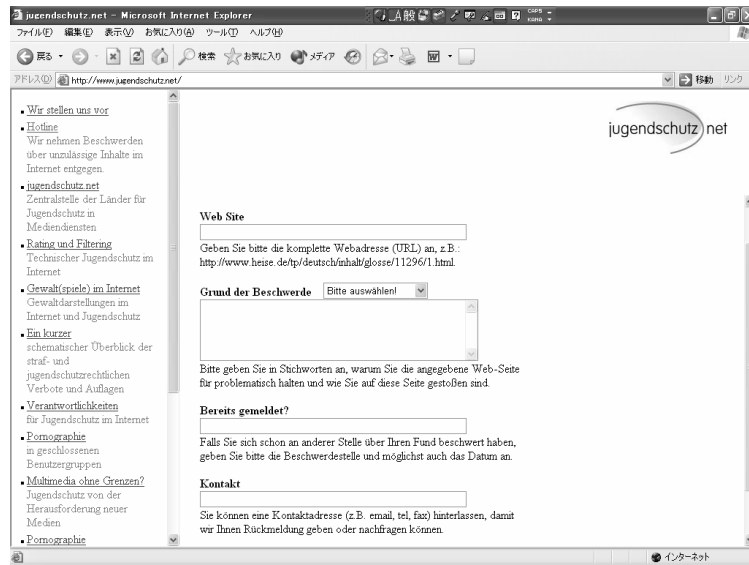
#### ③ 青少年の発育に負の影響を与える Web サイト

これらの Web サイトは、両親にフィルタリングする可能性を与えるために、ラベリングされなければならない。

例. ボンテージ、エロチシズムに関するサイト

### 2. 4 通報の処理手続き

- ・インターネット上の違法コンテンツまたは有害コンテンツに関する通報は、Web サイト ([www.jugendschutz.net](http://www.jugendschutz.net) または [jugendschutz.net](http://jugendschutz.net)) 上の通報フォームから行うことができる。匿名で行うことも可能である。通報は、研究者と法律家のチームによって評価され、発信元を確定するための試みがなされる。ホットラインのチームは非常に経験豊かであり、スタッフのほとんどは jugendschutz.net で長期にわたり勤務している。彼らは、コンテンツの評価と発信元の追跡において非常に優れたスキルを持っている。



- ・通報されたコンテンツがドイツ国内法の下で違法とみなされた場合（上記①の場合）、その情報とそのコンテンツとを、まずドイツ連邦警察（BKA）に通知する。始めはホストプロバイダには連絡しない。ホストプロバイダがサーバから違法コンテンツを削除してしまうと、コンテンツプロバイダが逃亡したりして、捜査の妨げになる恐れがある。その後、ホストプロバイダにも連絡する。
- ・他方、有害コンテンツの場合（上記②と③の場合）は、コンテンツプロバイダ（ホストプロバイダの場合もある）に対して勧告を行っている。勧告は正式な警告文書の前段階であり、いきなり警告文書を送るとプロバイダが自分に違法という疑いがかかっていると感じてしまうために、勧告を送っている。勧告によって当プロバイダに対して法律状況が説明され、当該コンテンツを変更または削除するように求めがなされる。例えば、成人ポルノの場合は、プロバイダは当該コンテンツを削除または変更するように要求されるか、または実効的な年齢確認システムを設置するように要求される。コンテンツプロバイダはまた、ドイツ法の下、児童や青年の法的保護に責任を有する人間または協会（association）を雇用するように義務付けられていることの説明を受ける。プロバイダのレスポンスがない場合は、詳細が適切な機関に通知され、さらなる措置が講じられる。
- ・また、通報されたコンテンツが他の INHOPE メンバーの管轄下のコンテンツに対するものである場合は、jugendschutz.net はその情報を当該 INHOPE メンバーに通知する。いずれにせよ、通報者には、通報に対して講じられた措置について説明がなされる。
- ・ホットラインによる通報の受付に加えて、jugendschutz.net はインターネット上の新しい現象を踏まえながら、手作業による色々な検索を行う。
- ・ホットラインは、インターネットの重要な道具である。ホットラインに通報があれば、その通報をどう判断するのか、最新の解決方法を考えるバロメータになっている。

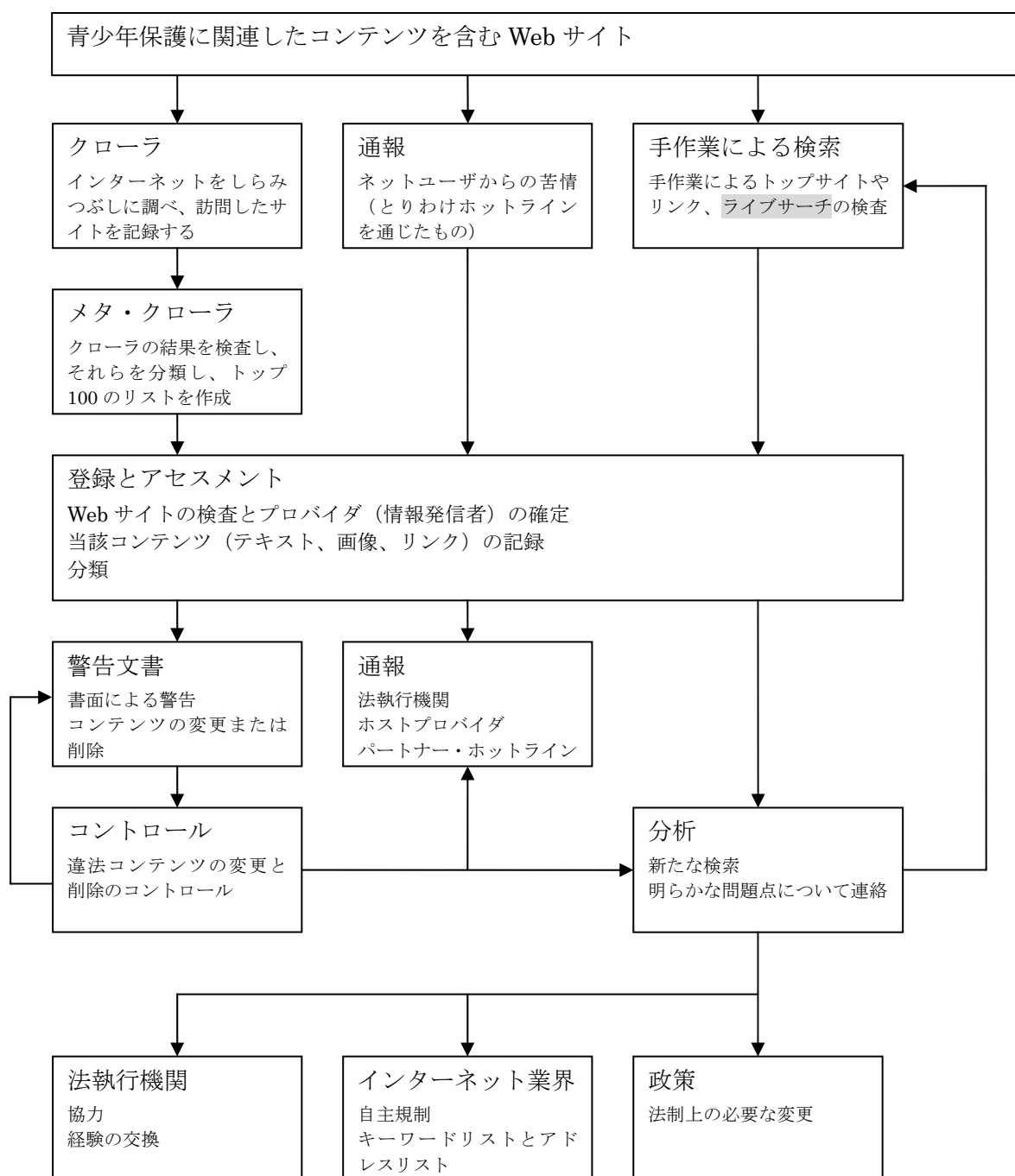
## 2. 5 児童ポルノへの対処

- ・児童ポルノは、ニュースグループ、チャット、ファイルシェアリング（P2P）、WWW で見つかる。児童ポルノを jugendschutz.net スタッフが自ら探すことはなく、通報ベースである。
- ・違法性判断は、jugendschutz.net で行っている。完全に違法なものだけを BKA に渡している。

「児童ポルノ」の児童の定義は14歳未満である。また、「児童ポルノ」であるためには、児童の裸の描写だけでは不十分で、性行為か性器を強調した描写が必要である。

- 14歳未満であることを視覚で判断できる場合もあるが、そうでない場合もある。14歳未満であることの大体の判断は、経験でできるようになる。14歳未満の疑いがある場合は、とりあえず児童として分類している。
- 検索エンジン会社と共同して取り組みを行い、違法なページや児童に有害なページに対する検索をブロックできるようになった。例えば、「childporn」で検索をかけると、「児童ポルノは児童に対する犯罪です。」といった警告画面が表示される。
- 違法サイトが検索されるようなキーワードがいくつかある。Lolita, animal, rape, childporn など。検索エンジン企業に対して、このようなキーワードでの検索をブロックするように要請している。ただし、これらのキーワード自体は違法ではない。

(参考) jugendschutz.net ホットラインの処理手続き



## 2. 6

### ホットラインの問題点・課題

- ・プロバイダや Web サイトが増え、多種多様になってきた。ドイツで登録されている Web サイトは、1998 年には 9 万サイトだったが、現在では 500 万サイトになっている。
- ・世界中のサイトにアクセスできるが、国によって法律の違いがある。例えば、ドイツでは右翼の宣伝は違法であるが、米国では違法ではない。
- ・ポルノサイトの Web マスターが最近アグレッシブになっている。
- ・児童がネットを検索する際の問題

(1) たまたま違法・有害コンテンツに出くわす場合

- (2) 興味があるので検索した結果、違法・有害コンテンツを見つけてしまう場合
- (3) 検索したいものと違うものとして（児童に誤った世界観を与えるものとして）、違法・有害コンテンツが出てくる場合

例 1. 「PIPPE」（長靴下のピッピ）

誤って「PIPI」で検索すると、セックスプログラムが出てきてしまう。

例 2. 「Bro'Sis」（ポップグループ）

近親相姦のサイトが出てくる。

例 3. NSDAP（ナチスの略語）

ドイツのナチス党をほめる内容が出てくる。

- ・ホットラインのネガティブな面
  - すでに分かっているアドレスに対する通報が複数寄せられることによるオーバーロード。
  - カテゴリによる偏り：極右主義についての苦情は、あまり有用でないものがある。
  - 1件1件の時間を取られすぎると、全体像がつかめなくなる。
- ・児童ポルノに関して直面している問題
  - ポーズ写真：性行為は行っていないため、法律に触れない。この問題性は法律家も認識しており、違法にすべきとの決断がなされ、法制化を目指している。

### 3. その他の活動

#### 3. 1 リサーチ・キャンペーン

- ・Web 検索して有害サイトを出してみせる。
  - バーテルスマン社から出ている書籍を元にして（どんなキーワードで検索すると、どんな違法コンテンツが出てくるかが載っている）
- ・掲示板、オンラインコミュニティ上の有害コンテンツ
- ・年齢認証システム

#### 3. 2 その他のプロジェクト

- ・レイティング・フィルタリングのパンフレット
- ・児童のネット安全利用のためのパンフレット（親と教育者向け）
- ・極右主義に関する情報提供

#### 3. 3 レイティングとフィルタリング

- ・フィルタリング評価実験
  - ・1999年の調査（対象サイトは1000件程度）

	ポルノ	ナチス
CyberPatrol	40-70%	25%
CyberSitter	50-99%	30%
PICS/RSACi	0-3%	0%

※CyberSitterについてはオーバーブロッキングがあった。

例. SPIEGELのサイトなど

- ・2001年の調査（EU委員会 IAP の NETPROTECT、オーストラリアの ABA）

	ブロック	オーバブロック
CyberPatrol	45%,52%	2%,5%
CyberSitter	60%,46%	35%,3%
Norton Internet Security	50%,45%	15%,6%

※ブロック率の高い設定にすると、オーバブロック率も増えてしまう。

- ・jugendschutz.net では、2002年9月に、2000件のサイトに対してフィルタリング評価実験を行う。対象ソフトは、以下の通り。
  - ・プロキシ：WebWasher, Cobion
  - ・ISP フィルター：AOL, Arcor Junior
  - ・Home フィルター：CyberPatrol, Norton Internet Security
- ・将来の開発の方向性
  - ・関連する Web サイトへの集中
  - ・フィルタリングされるべきカテゴリの社会的な定義とコントロール
  - ・児童の年齢グループごとに Web で保護される範囲を確定し、それを確実に拡大させていくことが重要である。
  - ・公共のソフトと市販のソフトとの協働が必要である。

#### 4. プロバイダとの関係

- ・プロバイダには3種類がある。
  - (1) コンテンツプロバイダ  
勧告に従う義務がある。
  - (2) ホストプロバイダ  
違法なものについて気がついたら、削除する義務がある。通報を受けたら、知ったこととなるため、削除しなければならない。ただし、違法なものについて自ら調査する義務はない。
  - (3) アクセスプロバイダ  
義務はなく、刑法上の刑罰もない。
- ・プロバイダとの連絡方法は、電子メールがほとんどであるが、不明な場合は、プロバイダの住所録（電子メールアドレスは載っていない）で調べ、郵送する。郵送によって、偽の住所が分かる場合がある。
- ・ホストプロバイダとは良好な関係である。
- ・児童ポルノに対する取締りの義務は警察にあるが、ISPにも、児童ポルノが広がらないようにする義務があるのではないか。

#### 5. その他

- ・木岡氏が、日本の児童ポルノの定義を説明した。児童ポルノとポーズ（ただし、性的な印象をうけるもののみ）が児童ポルノとしている。所持するのは違法ではなく、見せる、売る、売るために持っている・公開しているのが違法である。今後のとりくみとしては、違法なもの以外、何をやってもよいのではなく、最低限のISPのルール作りが必要と考えている。jugendschutz

のスタッフは、日本の場合は所持しているのが違法でない事に驚いていた。

- 日本のフィルタリングシステムについて問われた。費用の出所、開発にかかる費用、レイティング基準、市販のフィルタリングソフトなど。インターネット協会の国分副理事長が、ICRAの理事をつとめていて、年数回の board meeting にて話し合っている事を話した。
- Schindler 氏より、「通報の中で、違法サイトが日本にあった場合、どこに連絡したらよいか」と質問をうけたので「当面は、インターネットホットライン連絡協議会に通報して頂いて結構です」とお返事したら「それでは、国分さんに連絡しましょう」と言われた。

## 6. 質問（メールで問い合わせる）

- 完全に違法なサイトについては、警察（BKA）に通報するのみか？  
    ホストプロバイダには通報しないのか？
- ポーズ写真については、現状は違法ではないとのことだが、  
    今後法改正等を行う予定があるか？
- 違法画像の所持（紙ファイルなどで）は、特別に許されているのか？

## 7. ホットラインに係るドイツの法制等の追加調査結果

### 7. 1 ホットライン設立の根拠

1997年のマルチメディア法の第6章では、コンテンツ・プロバイダやISPに対し、自らのサービスが青少年に有害なコンテンツを含む可能性がある場合は、自らの組織内に「青少年保護担当者」を設けることを義務づけている。担当者は、利用者との接触窓口となり、青少年保護の問題について事業者に助言を行うほか、特定のサービスを制限するよう勧告することもできる。また、事業者は青少年保護担当者の任命に代えて、自主規制団体に上記の業務を果たさせることを選択することができる。この自主規制団体として設立された業界団体が jugendschutz.net や FSM（1997年にいくつかのメディア業界団体とメディア企業によって設立された自主規制団体。Web サイトに関する苦情を取り扱うホットラインを 1997年から運営している。あまり透明ではなく、警察との協力も望んでいない。ホットライン運営については、EUの Safer Internet Action Plan の補助金を受けている）である。

「マルチメディア法

第6章 青少年に有害な文書の頒布に関する法律の改正

1～4条（省略）

5. 7条の後に以下のような7a条を追加する。

「7a条 青少年保護受託者

電気通信によるデータ転送を基盤とする電子情報サービスや電子通信サービスを業として提供するものは、そのようなサービスが一般に提供され、青少年にとって有害なコンテンツを含む可能性がある場合には、青少年保護担当官を任命しなければならない。青少年保護担当者は利用者の窓口であり、青少年保護にかかわる問題についてプロバイダに対し助言しなければならない。また、青少年保護担当者は、サービスの計画や一般的な利用条件の策定においてプロバイダに助言しなければならない。青少年保護担当者は、プロバイダに対して、提供サービス

の制限に関する勧告を行うことができる。第 1 文に定める任務委託者の義務は、本条 2 文から 4 文の任務を引き受けることができる任意の自主規制団体と契約することによっても、完遂することができる。」

6～10 条 （省略）」

1997 年のメディアサービスに関する州際協定にもマルチメディア法と同様の規定がある。（連邦国のドイツでは、基本法の制約から、電気通信、経済、著作権に関しては連邦が、新聞、雑誌に関しては州に立法権があるため、このような二つの法律が制定されている。）

## 7. 2 ISP の措置履行に係る担保規定等

ISP の法的責任については、1997 年のマルチメディア法に含まれるテレサービス法（英文 URL : <http://www.iid.de/rahmen/iukdige.html>）の第 5 条で規定されている。

### 「第 5 条 法的責任

- (1) プロバイダは、当該プロバイダが利用できるようにした自らのコンテンツについては、一般法に従い、責任を負う。
- (2) プロバイダは、そのようなコンテンツについて知識を持ち、かつ、技術的及び合理的にそのコンテンツの利用のブロックが期待できる場合でない限り、当該プロバイダが利用できるようにした第三者のコンテンツについて、責任を負わない。
- (3) プロバイダは、当該プロバイダが単に接続を提供しているだけの第三者のコンテンツについては、責任を負わない。利用者の求めによる第三者のコンテンツの自動的かつ一時的な蓄積は、接続の提供とみなす。
- (4) 電子通信法第 85 条の通信の秘密に従った上でプロバイダがコンテンツについての知識を得た場合であって、ブロックが技術的に可能であり、合理的に期待できる場合には、一般法に基づく違法なコンテンツの利用のブロックの義務は影響を受けずに残る。

罰則規定はテレサービス法自体には含まれていないが、一般法の規定に従うものとされる。例えば、児童ポルノの頒布・公然陳列の場合、(刑法典 184 条により) 3 月以上 5 年以下の自由刑に、暴力ポルノや猥褻ポルノの頒布・公然陳列の場合は (刑法典 184 条により) 1 年以下の自由刑または罰金に処せられる。

## 7. 3 有害コンテンツに対する措置勧告の種類とその根拠

有害コンテンツの場合、jugendschutz.net からプロバイダ（コンテンツ・プロバイダのことだが、ISP の場合もある）に勧告文書が送付され、その文書によって当プロバイダに対して法律状況が説明され、当該コンテンツを変更または削除するように求めがなされる。例えば、成人ポルノの場合は、プロバイダは当該コンテンツを削除または変更するように要求されるか、または実効的な年齢確認システムを設置するように要求される。プロバイダはまた、ドイツ法の下、児童や青年の法的保護に責任を有する人間を雇用するかまたは自主規制団体と契約することを義務付けられていることの説明を受ける。プロバイダのレスポンスがない場合は、詳細



が適切な機関に通知され、さらなる措置が講じられる。

根拠としては、マルチメディア法の第6章において、「青少年保護担当者は、プロバイダに対して、提供サービスの制限に関する勧告を行うことができる」と定められている。

以上